

実 務 経 歴 書

【記入注意】この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について受験又は登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や受験又は登録が認められない場合もあります。

私は、（二級・木造）建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を次のとおり記載し、併せて、第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。
私は、次の事項が真実かつ正確であることを誓います。

① 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

② 氏 名 建 築 一 夫

熊本県指定登録機関
公益社団法人 熊本県建築士会 様

勤務先等

③ 勤務先（部課名まで）	④ 所在地（番地まで）	⑤ 在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
〇〇県立〇〇工業高等学校 〇〇科	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	H30年 4月～R4年 4月	4年 1月
⑥ 在職期間（新しい順に記入）		⑦ 地位職名	⑧ 建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）
年月～年月	年月数		
R2年4月～ R4年3月	2年 0月	教諭	建築教育に関する実務
年 月～ 年 月	年 月		

◆ 建築実務の詳細 （申請する実務を新しい順に記入）		⑬ 建築実務経験期間の合計		
		2年 0月		

(1)	⑨ 対象物件の名称等	⑩ 対象物件の所在地	⑪ 建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
	工業高校における教育	—	R2年4月～R4年3月	100 %	2年 0月
	⑫ 実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等）				
	〔11C－01〕 〇〇県立〇〇工業高等学校の建築科において、令和2年度に〇年生、令和3年度に〇年生に対して建築計画及び建築設計製図の授業を担当した。				

(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
			年 月～ 年 月	%	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等）				
	〔 — 〕				

記入のポイント	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
	〇〇（高校、専門学校等）における教育	未記入と区別するため「—」を記入	年 月～ 年 月	%	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等）				
	〔 — 〕				
	■ 建築教育に関する実務は平成20年11月28日から令和2年2月29日までは建築士登録対象実務の対象外となっているので注意すること。				
	■ 建築教育に関する実務とは、一級建築士試験の学科（計画、環境・設備、法規、構造、施工）の全科目及び設計製図の授業を行うことができる教員、講師等（役職名は不問）を対象とする。				

複数の勤務先がある場合や、同一の会社であっても異なる部署で実務経験を積んだ場合は、**勤務した会社や部署毎に実務経歴書**を作成してください

※ご記入前に【記入注意】を必ずご確認の上、作成して下さい。

- ① 申請年月日（提出日）を和暦でご記入下さい。
- ② 氏 名・・・住民票上の氏名を正確にご記入下さい。
- ③ 勤務先・・・建築実務を行った会社の名称、部課名（ある場合）まで正確にご記入下さい。
- ④ 所在地・・・都道府県から番地、ビル名等まで正確にご記入下さい。
- ⑤ 在職期間の合計・・・会社に入社してから現在まで、または退職した年月と年月数を和暦（年号はアルファベット）でご記入下さい。
- ⑥ 在職期間・・・⑧に記入する建築実務の内容を行った期間と、その年月数を和暦（年号はアルファベット）でご記入下さい。
- ⑦ 地位職名・・・⑧に記入する建築実務の内容を行った期間における役職等をご記入下さい。
役職等がない場合は、「ハイフン」をご記入下さい。
- ⑧ 建築実務の内容・・・実務経験の概要を記入する欄になります。
別紙「建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示リスト」内における対象実務の例示を選択し、ご記入下さい。

◆ 建築実務の詳細 の欄は、「⑥ ～ ⑧」に記入した内訳を具体的に記入する欄になります。
(1)～(8)の欄に⑥の「在職期間（新しい順に記入）」に記入した建築実務の内容別（例示コード番号別）にご記入下さい。
また、9件以上になる場合は、(7)までは物件ごとの実務内容を記入し、(8)の欄に残りの実務経験期間とその期間に行った実務をまとめて記入して下さい。（ただし、同一の実務内容に限ります。）

- ⑨ 対象物件の名称等・・・担当した物件の名称をご記入下さい。
物件の名称について、業務上の守秘義務などがあり詳細を記入できない場合は、イニシャル等を用いてご記入下さい。（例：佐藤邸 ⇒ S邸）
対象物件が存在しない実務の場合は、業務名をご記入下さい。
- ⑩ 対象物件の所在地・・・物件の所在地を都道府県からビル名まで詳細にご記入下さい。
業務上の守秘義務があっても都道府県・市区町村名まではご記入下さい。
対象物件が存在しない実務の場合は、「ハイフン」をご記入下さい。
- ⑪ 建築実務経験期間
→【年月～年月】は実務を行った期間を和暦（年号はアルファベット）でご記入下さい。実務経験期間は、申請する月の前の月までとします。（例：申請日が令和4年2月3日の場合は、令和4年1月31日までの実務経験を記入する）

◆実務経験期間の考え方（複数の実務を並行して行った場合）◆

同時に複数の対象実務に従事した期間がある場合、実務が重複する期間は業務始期が新しい実務をその期間の実務経験とする。					
例) 実務A：8月～10月にかけて従事。実務B：7月～9月にかけて従事。実務が重複する8月と9月は、業務始期が新しい実務Aの実務経験期間とする。					
R3年	7月	8月	9月	10月	実務経験期間（年月～年月）
実務A		実務Aを 月に100時間従事	月に60時間従事	月に160時間従事	R3年8月～R3年10月
実務B	実務B 月に160時間従事	月に60に時間従事	月に100時間従事		R3年7月～R3年7月
対象実務AとBの実務経験期間が重複する場合は、古い方の実務Bの期間は含めないでください。					

→【建築実務の割合】は勤務する会社の正規の就業時間と、就業時間内に従事した実務経験の時間との割合です。

◆建築実務の割合の考え方◆

パターン1	パターン2
■ 就業時間内に対象実務と対象外実務を行った場合 ■ 時短勤務の場合	■ 就業時間すべてを（または就業時間を超えて）対象実務に従事した場合
建築実務の割合＝ $\frac{\text{従事した対象実務の時間}}{\text{会社の就業時間}}$	建築実務の割合＝一律 100%
例) ひと月の対象実務に従事した時間：80 時間 ひと月の就業時間：160 時間（1日8時間×ひと月の勤務日数20日） 割合の算出：80 時間÷160 時間=0.5「50%」となる	例) ひと月の対象実務に従事した時間：170 時間 ひと月の就業時間：160 時間（1日8時間×ひと月の勤務日数20日） 対象実務に従事した時間が会社の就業時間より多いので「100%」となる

→【年月数】は建築実務経験期間の「年月～年月」に「建築実務の割合」を乗じて算出した値をご記入ください。
（例：（年月～年月 | R4年5月～R4年10月）6ヶ月×（建築実務の割合）70%=（年月数）4.2月）

- ⑫ 実務経験の対象となる業務の内容・・・〔 〕内に「建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示コード表」に対応したコード番号を記入し、業務の内容をご記入ください。
- ⑬ 建築実務経験期間の合計・・・(1)～(8)の⑪に記入した建築実務経験期間の年月数を全て合計し、ご記入下さい。
（小数点第一位以下は切捨て）

【×認められない例】

■対象実務ではない期間に行った実務を記載している場合

	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
(1)	工業高校の教員	〇〇県〇〇市	H30年4月～H31年3月	100 %	1年 0月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等） 〔11C-01〕 〇〇県立〇〇工業高等学校の建築科において、令和2年度に〇年生、令和3年度に〇年生に対して建築計画及び建築設計製図の授業を担当した。				

建築教育に関する実務は、平成20年11月28日から令和2年2月29日（Bコードの期間）の期間は、対象外です。

■大学の教員の場合

	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
(1)	原則× 大学の授業	〇〇県〇〇市	R2年4月～R3年3月	100 %	1年 0月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等） 〔10C-01〕 〇〇大学の工学部建築学科の2年生を対象に、建築計画と設計製図の授業を担当した。				

大学の教員の方が行った授業は、原則、対象外です。
ただし、以下2点に該当する場合は実務経験として認められます。

- ▶登録申請者が一級建築士の学科試験の全科目（計画、環境設備、法規、構造、施工）の授業、かつ設計製図の授業を行うことができること。
- ▶上記の授業を行えることについて、実務経歴証明者（学長または研究科長）が、照明すること。